

平成27年6月定例会 県土都市整備委員会の概要

日 時 平成27年 7月 6日(月) 開会 午前10時 2分  
閉会 午後 1時30分

場 所 第9委員会室

出席委員 沢田力委員長

立石泰広副委員長

飯塚俊彦委員、板橋智之委員、高橋政雄委員、小林哲也委員、小谷野五雄委員、  
田並尚明委員、大嶋和浩委員、安藤友貴委員、金子正江委員、中川浩委員

欠席委員 なし

説明者 [県土整備部関係]

浅井義明県土整備部長、小関清一県土整備部副部長、

西成秀幸県土整備部副部長、松澤潤県土整備政策課長、

富田真樹建設管理課長、柳田英樹用地課長、中村一之道路政策課長、

大島利彦道路街路課長、濱川敦道路環境課長、常山修治参事兼河川砂防課長、

秋山栄一水辺再生課長

永岡敬英収用委員会事務局長

[都市整備部及び下水道局関係]

秋山幸男都市整備部長、杉野勝也都市整備部副部長、

諏訪修之都市整備部副部長、村田暁俊都市整備政策課長、

吉岡博之都市計画課長、木崎秀夫市街地整備課長、

福島英雄田園都市づくり課長、和栗肇公園スタジアム課長、

五味昭一建築安全課長、白石明住宅課長、柳沢孝之営繕課長、

清水敏男設備課長

三井隆司下水道事業管理者、大島秀彦下水道局長、菊地仁美下水道管理課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件 名	結 果
第87号	埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例	原案可決
第88号	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第92号	損害賠償の額を定めることについて	原案可決

2 請願

なし

所管事務調査

建設業の海外展開における県の支援や建設業者の指導監督について

報告事項（都市整備部及び下水道局関係）

- 1 指定管理者等に係る平成26年度事業報告書及び平成27年度事業計画書について
- 2 平成27年度における指定管理者の選定について
- 3 埼玉県下水道局中期経営計画（平成27年度～平成31年度）について
- 4 包括的民間委託に係る平成26年度事業実績及び平成27年度事業計画の概要について

**【付託議案に対する質疑（県土整備部関係）】**

**飯塚委員**

第92号議案について伺う。

- 1 動いていた相手方の自転車を追い抜こうとして発生した事故であるが、相手方の過失の割合が0パーセントになるのはなぜか。
- 2 保険の費用は県費で負担することになるが、昨今の任意保険は、対人対物無制限に入る場合が多い。県が加入している保険の契約内容はどのようなものか。

**水辺再生課長**

- 1 相手方は車道の左側を走行しており、酒気帯びなどの交通法規に違反していた事実はない。また、相手方の後ろから接触したものであり、県としては相手方に過失はないものと考えている。
- 2 任意保険の支払限度額については、対人が1,000万円、対物が200万円となっている。

**飯塚委員**

任意保険の会社はどこなのか。対人で損害賠償額が1,000万円というのは安過ぎるのではないか。

**水辺再生課長**

保険会社は承知していない。任意保険の契約については出納総務課で所管しているが、支払限度額を上げると保険料が高くなること、また、これまで支払限度額を超える事故は少ないことから、支払限度額の上げは考えていないと聞いている。

**飯塚委員**

平成24年に発生した事故の損害賠償の額の確定がこの時期になった理由は何か。

**水辺再生課長**

平成26年5月31日に症状固定の診断を受け、治療費、通院交通費などの賠償額の算定が可能になった。

このうち、介護保険料については、相手方が利用していた介護サービスを提供していた民間の介護事業者と介護保険の保険者であるさいたま市において、額の算定に至るまで時間を要していた。

平成27年5月にさいたま市から介護保険求償額が確定した旨の通知があり当該事故に係る損害額の総額が確定したため、今回の6月定例会に上程したものである。

**飯塚委員**

任意保険の支払限度額が、昨今の交通事情を見ても安過ぎる。今後見直した方がよいのではないか。

## 県土整備政策課長

出納総務課によると、平成22年度から平成26年度までの5年間で197件の事故処理を行ったが、全て任意保険と自賠責保険で賄えており、今回のような件はまれである。

保険料は年間1,600万円弱だが、支払限度額を引上げることで保険料が高くなる。保険料との見合いでの金額となっている。

## 小谷野委員

交通事故を起こすのは仕方がないが、死亡した場合はどうするのか。

死亡事故は起きないということを前提とすべきではないと思うがどうか。

## 県土整備政策課長

今回は重傷事故であったが、委員御指摘のとおり死亡事故となる場合もある。出納総務課にしっかりと伝えさせていただく。

---

## 【付託議案に対する質疑（都市整備部関係）】

### 板橋委員

第87号議案、第88号議案について伺う。

- 1 幼保連携型認定こども園をそれぞれの条例に位置付ける効果について伺う。
- 2 埼玉県建築基準法施行条例で、木造の幼保連携型認定こども園について、隣地境界線との距離の制限を適用除外として、安全性は担保できるのか。
- 3 埼玉県建築基準法施行条例で、保育所は対象外にしなくてもよいのか。
- 4 バリアフリー条例で、建物のバリアフリー化は大切なことだが、建築物移動等円滑化基準を守らない場合、どのような指導をするのか。

### 建築安全課長

- 1 埼玉県建築基準法施行条例の改正により、幼稚園と同様に建物と隣地境界との距離の制限が適用除外となり、配置などの設計の自由度が高まる。また、埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例、いわゆるバリアフリー条例の改正により、幼い子供も含め誰もが使いやすい施設となる。
- 2 木造の幼稚園の保育室、遊戯室など通常子供が使用する部屋は、設置基準で1階に設けなければならないことになっており、避難しやすいことから、適用除外としていた。今回の幼保連携型認定こども園の保育室なども、同様の基準となっているため、安全性は確保できているものとする。
- 3 この基準は学校の校舎に対するものであり、学校教育法により幼稚園は学校に含まれるが、保育所は含まれていないため条例の改正は必要ない。
- 4 基準は義務であることから、建築主に基準適合を指導し、命令もできる仕組みである。命令に従わない場合には、罰金もある。また、円滑化基準は建築確認の審査基準の一つとなっており、適合しない場合は建築確認が下りない仕組みであり、完了検査も義務付けられているため、完成時にもチェックできる。

### 板橋委員

バリアフリー基準の「基準」という表現についてどのような意味があるのか。「目安」と受け取られることもあるのではないかと。例えば基準80センチメートル以上は、79センチメートルは駄目だという意味か。

## 建築安全課長

守らなければならない基準であり、79センチメートルは不可という意味である。「基準」の表現については、法律の文言を引用している。

## 安藤委員

第87号議案、第88号議案について伺う。

- 1 幼保連携型認定こども園を各条例の対象にすることについて、課題や不安はあるか。
- 2 条例改正後、県が取り組んでいくことは何か。
- 3 第88号議案のバリアフリー条例は、高齢者や障害者又は子供まで様々な人を対象にしている条例である問題はなかったのか。

## 建築安全課長

- 1 今までも幼稚園や保育所とみなし、条例の対象施設として適用しているため、基準については理解を得ていると考えている。
- 2 幼保連携型認定こども園を計画する場合の窓口となる市町村に周知していく。
- 3 高齢者から子供まで同じ基準であることについて、建築確認申請時に審査しているが特に問題があるとは聞いていない。

## 金子委員

第88号議案について伺う。

- 1 幼保連携型認定こども園は、今どのくらいあるのか。
- 2 既存の施設へのバリアフリー基準の扱い方や考え方は、どのようになっているのか。

## 建築安全課長

- 1 福祉部より32施設と聞いている。
- 2 条例は平成21年度より施行されているため、平成21年度以降に整備されたものについては基準を満たしている。平成21年度前の施設については、平成7年から建築基準法施行条例において、出入口や通路幅などについて同じ基準を適用しており、おおむね基準は満たしていると考え。万が一、基準に適用していない施設がある場合には、既存不適格建築物として、条例の基準は適用しない取扱いである。

---

## 【付託議案に対する討論】

なし

---

## 【所管事務に関する質問（建設業の海外展開における県の支援や建設業者の指導監督について）】

### 小林委員

所管事務調査ということで、何点が質問をさせていただきたい。一般質問にて諸井議員が質問した件に関連して大きく2点お聞きしたい。

一点目、上田知事は通商産業政策の地方分権化の観点から県内企業の育成・支援を行っており、平成25年8月に企業団を率いてアセアン訪問を行った。アセアン諸国へは3年連続で訪問し、ベトナムには過去3回とも訪問している。訪問時に知事は、交通運輸大臣や建設投資大臣などと会談し、日本企業の協力要請などを受けて、県内建設業者の技術力

のPRやベトナムにおける建設分野に関わって経済発展に貢献したい旨の発言をしている。問題は帰国後の話である。

岩崎副知事、建設業を所管している県土整備部、建設管理課と株式会社エム・テックをはじめとする建設業団体、建設産業団体連合会及び建設業協会と2回にわたり建設業の海外展開について会議が開催されている。その中で海外展開に向けてプロジェクトチームを埼玉県建設業協会で組織することになった。また、産業労働部から通商産業政策の地方分権化について、エム・テックから海外展開事業の概要が説明されたとのことである。その後、平成26年4月に埼玉県建設業協会から海外展開の参画についてエム・テックに対して辞退する回答があったとのことである。そこで質問したい。

- 1 ベトナム視察後に開催された建設関係団体との意見交換会は、上田知事の指示に基づくものなのか。
- 2 建設事業者を指導監督する立場にある上田知事や県土整備部が、特定の業者である、エム・テックの海外事業に協力する目的や背景は何なのか。
- 3 上田知事とエム・テックの関係について、県土整備部としてはどのように考えているのか。

二点目は大宮警察署の入札に関してであるが、4回の入札の経緯があり異常事態であると考えている。落札者となった企業の適格性や指導についてお聞きするが、県内外で不良工事等により3度の指名停止を受けている企業が大宮警察署のような大規模工事を誠実かつ適正に施工できるのか疑問である。

- 4 指名停止となった企業に対して、どのように指導監督しているのか。
- 5 県内にはこのように指名停止を複数回を受けている企業は、どの程度あるのか。

#### 建設管理課長

- 1 一般質問の答弁にあったとおり、知事から海外へ進出する企業を積極的に支援したいということで、岩崎副知事に話があり、岩崎副知事から指示があった。
- 2 県内中小建設業の支援育成については建設管理課の所管事務であり、海外展開について事例として紹介したものである。
- 3 一般質問の答弁にあったとおり、知事は県内中小建設業の海外展開は良い話であるため、どこの企業であれ応援したいと考えており、エム・テックの事例を活用して他の企業にも頑張っていたらいいという気持ちがあったと考えている。
- 4 企業に対しては、不適正な事実があれば建設業法にのっとり指導している。
- 5 指名停止措置の所管は契約局であるため、県土整備部では複数指名停止を受けている企業を把握していないが、感覚的にはないと思っている。

#### 小林委員

再度お聞きするが、県は、指名停止を受けた業者を指導することが大前提であり、指名停止の記録が残っているのではないかとと思われる。複数回指名停止を受けた企業は、ほかにどのくらいあるのか。

#### 建設管理課長

御指摘の企業については、県が平成12年と平成26年の合計2回、入札参加停止措置を行っている。

### 小林委員

特定企業の入札参加停止ではなく、県内外を問わず、複数の自治体から指名停止を受けている企業がどのくらいあるのか。

### 委員長

答弁できるか。答弁できなければ暫時休憩とする。

### 建設管理課長

資料を探しているのでお待ちいただきたい。

### 委員長

暫時休憩とする。委員はできるだけ席を離れないようにお願いします。

( 休 憩 )

### 委員長

ただ今から委員会を再開する。

休憩前の小林委員の質問に対する答弁を求める。

### 建設管理課長

建設管理課では建設業法に基づいた指導監督をしており、指示処分と営業停止処分と許可取消処分があるが、入札停止に併せて指導するという事ではない。平成26年度は、同じ処分を同一の企業に対し2回以上した事例はない。

### 県土整備部長

補足させていただくが、法に基づいた指導として建設業法の指導があり、建設管理課で所管している。一方、俗に指名停止と言われている入札参加停止措置は発注機関としての取決めであり、契約局が所管し現場事故や期間内に完成できない時等に期間を決めて入札に参加できないようにするものである。この入札参加停止措置自体が指導に当たるものとも言えるが、入札参加停止措置を複数回重ねたことにより法に基づいて指導するようなものではない。入札参加停止措置については契約局の所管であるため、複数回入札参加停止措置に及んだものは県土整備部では把握していない。

### 小林委員

入札参加停止については契約局の所管ではあるが、現場管理については県土整備部の所管である。

今後、現場管理等の厳格化を行うとともに、複数回入札参加停止となるような企業については、厳重に指導されたい。(要望)